



電子申請・届出サービスのご利用を

IT推進課 ☎77551133
☎7759921

パソコンやスマートフォンで「上尾市 電子申請・届出サービス」を使うと、自宅でも引越に伴う水道の手続きなどの申請手続きができます。操作方法で不明な点はコールセンター(☎0120-464-119・☎06-6455-33268(平日9~17時))へお問い合わせください。



電子申請・届出サービス

マイナンバー申込支援ブースを3月1日(水)以降も開設

行政総務課 ☎77533963
☎7768873
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-9510178
(ダイヤル後、5番を選択)

マイナンバー第2弾の申込期限の延長に伴い、マイナンバー申込支援ブースを3月1日以降も引き続き開設します。 ※混雑状況によっては、案内に時間がかかる場合があります。

☎2月28日までにマイナンバーカー

ドの交付申請をした人(既に持っている人も含む)

時) (土) 8時30分~17時(システムメンテナンス日・閉庁日を除く)
※開設期間の終了日は、改めて案内します。

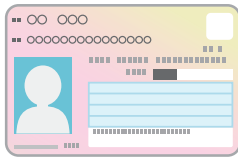
所) 市役所1階市民ホール

持) マイナンバーカード、利用者証明用パスワード(数字4桁)、ポイントを受け取りたい決済サービス事業者指定の決済サービスIDとセキュリティコード、公金受取口座に登録する口座の通帳またはキャッシュカード

マイナンバーカードを使ったオンライン転出届

市民課 ☎78218790
☎7759827

電子証明書が有効なマイナンバーカードとパソコンやスマートフォンで、原則、窓口に行かずにマイナンバーからオンラインで転出届の提出ができます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。か、市民課へお問い合わせください。



3月27日(月)から旅券の申請手続きが一部変更



市ホームページ

市民課
☎871-6563・☎775-9827

- 申請書 3月27日以降、旧様式の申請書は使用できません。
- 申請に必要な戸籍 抄本では申請できなくなり、謄本だけになります。
- 氏名などの変更または査証欄の余白がなくなった場合の申請 査証欄追加申請(増補申請)は廃止し、次の①②のいずれかによる申請になります。 ①残存有効期限同一旅券申請 ②新たな旅券(10年・5年)申請
- 旅券発行後6カ月以内に受け取りせず、再度、旅券申請する場合の手数料 失効後5年以内に新たに旅券を申請する場合は、手数料が通常より高くなります。

■3月27日から旅券の電子申請開始

マイナンバーカードを利用して、パソコンやスマートフォンで旅券の電子申請ができます。 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

福祉総務課 ☎7755118
☎7759846

☎次の①~③の全てに該当する人
①戦没者などの死亡当時の遺族 ②令和2年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」など

を受ける戦没者などの妻や父母などがない ③戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法上の「戦没者等の遺族」のうち先順位の遺族1人

【支給の順位】(1)令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得 (2)戦没者などの子 (3)戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 (4)①~③以外の戦没者などの三親等内の親族

(甥、姪など)で戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を持っていた人 **【支給内容】**額面25万円(5年償還)の記名国債 **【請求期間】**3月31日(金)まで

【申】直接 福祉総務課へ ※詳しくは、福祉総務課へ問い合わせしてください。

バイクや軽自動車の廃車などの手続きは4月1日(土)までに

市民税課 ①775-5130
②775-9846

軽自動車税(種別割)は、軽自動車などを4月1日に所有している人に課税されます。廃車などを行っている場合は4月1日までに手続きをしてください。

■原動機付自転車の廃車などの手続き

原動機付自転車を所有しなくなった場合(廃棄、譲渡、紛失、盗難、死亡など)や市外に転出する場合は、市民税課で廃車などの手続きをしてください。 ※詳しくは、市民税課へ問い合わせしてください。

■他市区町村のナンバープレート交換の手続き(原動機付自転車)

転入した人で、上尾市のナンバープレートに変更していない原動機付自転車を所有している人は、市民税課で交換の手続きをしてください。

※他市区町村のナンバープレートの廃車手続き(上尾市のナンバープレートへ変更しないものは、受け付けできません。 ※詳しくは、市民税課へ問い合わせしてください。

■125ccを超えるバイクや軽自動車(三輪・四輪)の手続き

次の手続き先へ問い合わせください。**①125ccを超えるバイク/埼玉運輸支局②050-5540-2026 埼玉県自動車整備振興会③023-771-71 軽自動車(三輪・四輪)/全国軽自動車協会連合会埼玉事務所④048-760122、軽自動車検査協会埼玉事務所⑤050-3816-3110**

技能功労者を表彰

商工課 ①777-4441
②775-5024

技能功労者として15人が表彰されました。職種と被表彰者は、次のとおりです(敬称略)。**大工/板谷幸夫、新井拓哉、建築/平原正廣、板金工/浜谷智、鉄工/細田伸之、配管工/相田脩三、住宅設備/新井忠、内装・インテリア/秋元大輔、看板・広告美術/佐藤清志、クリーニング/柴崎裕之、美容師/蝦名純子、理容師/池澤雅幸、星昌之、高橋裕義、射出成形工/松本順一**

市民体育館と平塚サッカー場の指定管理者が変更

スポーツ振興課 ①781-8112
②775-6608

4月1日(土)から市民体育館と平塚サッカー場の管理運営を行う指定管理者が変更になります。新しい指定管理者は、上尾スポーツパートナーズとなります。指定管理期間は4月

1日(土)〜令和10年3月31日の5年間です。 ※事前の予約などは引き継がれるため、手続きは不要です。

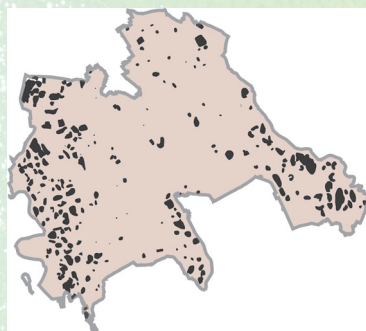


埋蔵文化財の取り扱い

生涯学習課 ①775-9496・②776-2250

土の中に埋まっている文化財は「埋蔵文化財」と呼ばれ、わが国の歴史を証明する国民共有の貴重な財産です。そのため、文化財保護法により保存の対象になっています。

市内には約250カ所の埋蔵文化財包蔵地(遺構・遺物が埋まっている地域=遺跡)があり、県に登録されています。包蔵地内で土木工事などを行う場合は、文化財保護法の規定に基づく「埋蔵文化財発掘の届出」が義務付けられています。住宅建築や開発行為などの予定がある場合は、生涯学習課で確認してください。また「あげおガイドアピマップ」でも包蔵地の確認ができます。



上尾市の埋蔵文化財包蔵地



あげおガイドアピマップ

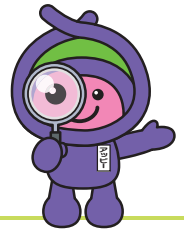
■下記の場合は届出を

- ①農業基盤工事や造成工事等による掘削が埋蔵文化財に及ぶ
- ②住宅などの恒久的な建物、道路その他の工作物を設置する
- ③盛土または一時的な工作物の設置により、埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがある

わが街 **いいトコ!** **こんなトコ!**

広報広聴課

☎ 775-4918・☎ 776-8873



上尾市は、7月15日(土)に市制施行65周年を迎えます。昭和30年1月1日に上尾町、平方町、原市町、大石村、上平村、大谷村の3町3村が合併して上尾町になり、その3年後の昭和33年7月15日の市制施行で上尾市が誕生しました。市制施行65周年を迎えるにあたり、わが街の魅力を地区ごとに紹介します。今月は「原市地区」です。



こんなトコ!

原市地区(旧原市町)は、上尾市の南東部に位置し、東部に原市沼川・綾瀬川・見沼代用水、西部には芝川が流れ、国道16号が横断し、埼玉新都市交通伊奈線ニューシャトルの沼南・原市駅があります。

明治22年の町村制施行に伴い原市村となり、大正2年に瓦葺村と合併して原市町となりました。

地名の由来は、吉野原村(現さいたま市北区吉野町)が「原村」と呼ばれ、現在の原市地区周辺で江戸時代初期に市が開かれるようになったことから「原市」となったという説があります。

いいトコ! ① 市登録史跡 瓦葺掛樋跡

瓦葺掛樋は、江戸時代中期に見沼代用水と綾瀬川が立体的に交差できるように綾瀬川の上に掛けられ、灌漑用水路(耕作地のための水路)として整備されました。

設置当初は木製だった掛樋は、改修を繰り返し、明治時代に鉄製となりました。また、橋脚の煉瓦は東京駅と同じ上敷免村(現深谷市)で製造されたものが使用されています。

現在は川の下を潜る伏越となり掛樋はありませんが、明治時代の重要構造物として当時の土木技術を伝える貴重な文化財となっています。



現在の瓦葺掛樋跡

いいトコ! ② 原市の市

「市」は江戸時代から広まりました。菖蒲・岩槻方面からの道が交わり、交通の要地となっていたため、明治・大正時代にかけて盛況でした。3と8のつく日に開催される三・八の市では米穀を中心に日用品などが売られました。また、だるま市(2月)や雛市(3月)などの季節の市もありました。昭和初期に市は開かれなくなりましたが、原市大通りには広い前庭を持つ家並みが見られ、当時の面影が残っています。



だるま市

いいトコ! ③ 地域住民の足ニューシャトル

東北・上越新幹線の建設に伴い、昭和58年12月に開業しました。ニューシャトルの車輪は貨物自動車と同じようなゴムタイヤを使用し、他の鉄道と比べて騒音・振動が少ない構造になっています。また、すぐ隣に新幹線が通り、新幹線と並走する姿が鉄道ファンからも人気です。



ニューシャトルの車両

上尾今昔写真館

AR動画で原市地区の昔の写真が見られます。「COCOAR」アプリを起動後、アップーの画像にスマートフォンをかざしてください。



瓦葺掛樋

皆さんからの いいトコ!こんなトコ!

大募集

応募フォームまたははがきに住所、氏名、年齢、電話番号、市内のお勧めポイントを記入して、4月14日(金)まで(必着)に広報広聴課(〒362-8501 本町3-1-1)へ ※応募者には粗品を差し上げます。



市ホームページ



開会式であいさつ

3年ぶりのたすきリレー

2月12日に、上尾運動公園で上尾市民駅伝大会が開催され、3年ぶりのたすきリレーに感極まりました。前々日に雪が降ったことで開催が心配されましたが、当日は朝から好天に恵まれ駅伝日和となりました。

この大会は、小学生から一般の部まであり、多くの市民の皆さまに参加いただきました。選手の皆さんが一生懸命に走る姿がとても印象的で、スポーツ交流事業として招待した、福島県本宮市の小・中学生のチームも素晴らしい成績を残されました。本宮市とは、これまで被災地の復興支援として、スポーツを通じた地域交流を行ってまいりました。昨年開催された本宮市の駅伝大会にも、上尾市のチームを招待していただくなど、相互に

交流を図っております。冬の寒さの厳しい中、それぞれのチームの皆さんは、たくさんの練習を重ねてきたものと思います。その努力の成果が存分に発揮されていて、私にとっても思い出深い一日となりました。また来年の大会にたすきがつながれることを楽しみにしていると同時に、誰もがスポーツを楽しみながら健康で活力に満ちあふれていけるよう、私も力を尽くしてまいります。

3月4日には市民体育館で上尾市レクリエーション大会が開催されます。ペタンクや、健康を目的としたスポーツウエルネス吹矢など、誰でも気軽に楽しめるスポーツ体験ができます。ぜひお越しください。

市長 富士山 稔

新型コロナウイルス関連情報

健康増進課 ☎774-1414 ・ ☎774-8188

5月8日(月)から感染症法上の位置付けが変更

1月27日に国が新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを現在の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に移行する方針を決定しました。

詳しい内容が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

後遺症外来

新型コロナウイルスに感染した後、症状が慢性化したり、新たな症状が出現したりする人がいます。後遺症の疑いがある場合は、まずは県ホームページ掲載の専用チェックシートで受診する必要があるか確認し、後遺症外来の受診を検討してください。詳しくは、県ホームページをご覧ください。



県ホームページ

新型コロナワクチン関連情報

接種費用
無料



市ホームページ

■健康増進課(西保健センター) ☎774-1411 ・ ☎776-7355
■市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎0570-002-203(毎日9~17時)

接種券の再発行は、市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターで受け付けています。

4月以降の新型コロナワクチン接種

国は4月以降も必要な接種を自己負担なしで継続することや、追加接種を秋冬に実施するなどの方向性を示しました。具体的な内容は現時点では未定です。内容が決まり次第、『広報あげお』や市ホームページなどでお知らせします。

予防接種健康被害救済制度

予防接種により、一時的な発熱や接種部位の腫れ・痛みなどの副反応以外にも、ごくまれに健康被害が生じることがあります。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。☎電話で事前連絡の上、直接西保健センターへ



厚生労働省
ホームページ

問い合わせ先 健康被害救済制度 西保健センター ☎774-1411(平日8時30分~17時) ワクチン全般 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター ☎0120-761-770(毎日9~21時)

ワクチン接種は強制ではありません。職場や周りの人などに接種の強制や接種の有無で差別的な扱いをすることのないようお願いします。

時とき 所ところ 内容 対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
☎申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 ☎問い合わせ

高額医療・高額介護合算療養費の支給

保険年金課 国保給付担当 ☎782-6481
 (高齢者医療担当) ☎775-5125
 高齢介護課 給付適正担当 ☎775-9827
 ☎775-6473
 ☎776-8872

同一世帯で、1年間(8月～翌年7月)の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた額が高額医療・高額介護合算療養費として支給されます。市の国民健康保険

市有地の売払い

施設課 ☎775-5115・☎775-9819

【物件の概要】所在地／弁財二丁目110番22、地目／宅地、面積／27.63平方メートル 【価格】入札案内書を参照 ※入札案内書は、3月1日(水)から施設課と各支所・出張所で配布します。市ホームページにも掲載します。

【入札方法】一般競争入札

【入札日】3月24日(金)

【入札場所】市役所 議会棟4階第三委員会室 申3月1日～20日(月)9～17時に直接、施設課へ



市ホームページ



または後期高齢者医療制度に加入して、支給の対象になる人には3月以降(予定)に申請書を送付します。 ※住所や保険者の変更があった場合などは、送付できないことがあります。
申 申請書を直接か郵送で保険年金課(〒362-8501 本町3-1-1)、または直接各支所・出張所へ

国民健康保険の加入・脱退などの届け出は14日以内に

保険年金課 ☎782-6471・☎775-9827

国民健康保険(国保)の加入・脱退は、就職や退職などの異動の事実があった日から14日以内に必ず届け出てください(下表参照)。 ※手続きの場所など詳しくは、保険年金課に問い合わせてください。

	届け出が必要なとき	必要な物	
		手続きにより必要な物	共通して必要な物
加入	他市区町村から転入した	前年の所得が分かる物	①来庁する人の本人確認ができる物(マイナンバーカードなど顔写真付きの物は1点、保険証などの顔写真のない物は2点) ※外国籍の人は在留カードとパスポートが必要です。 ②世帯主と手続きが必要な人のマイナンバーが分かる物(マイナンバーカード、通知カードなど) ※死亡者のマイナンバーが分かる物は不要です。
	勤務先の健康保険をやめた、またはその扶養家族でなくなった	健康保険資格喪失証明書または健康保険資格喪失確認通知書(写し)	
	子どもが生まれた	出産した人の国保保険証、母子健康手帳、世帯主の預(貯)金通帳、領収明細書、直接払いに関する合意文書 ※海外出産の場合は問い合わせてください。	
脱退	他市区町村へ転出する	国保保険証	
	勤務先の健康保険に加入した、またはその扶養家族になった	国保保険証、加入した勤務先の健康保険証、高齢受給者証(70歳以上の人だけ)	
	死亡した	国保保険証、会葬礼状または葬儀の領収書など、喪主の預(貯)金通帳	
その他	住所・世帯主・氏名が変わった	国保保険証	
	世帯を分離、または合併した		
	保険証をなくした、または破損した	(使えなくなった国保保険証など)	

※加入の届け出が遅れた場合でも、国保の資格取得日は他の健康保険などの資格を喪失した日になります。国民健康保険税は資格取得した月にさかのぼって課税されます。

※脱退の届け出が遅れた場合、他の健康保険などの資格取得日にさかのぼって資格を喪失します。国民健康保険税は、国保の資格喪失日に基づいて再算定します。他の健康保険などの取得日以降は国保保険証を使うことができません。使った場合、国保で負担した医療費を返還してもらう場合があります。

国民年金こんなときは届け出を

保険年金課 ☎775-5137・FAX775-9827
大宮年金事務所 ☎652-3399

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。職業などにより加入の仕方は三つの種別(下表参照)に分かれています。就職や転職、結婚などで加入する種別が変わったときや、住所や氏名が変更になったときは、早めに手続きをしてください。☎マイナンバーの分かる物か基礎年金番号通知書または年金手帳、本人確認ができる物(自動車運転免許証など)と必要な物

①第1号被保険者(自営業者、農林漁業者、フリーター、学生、第2号被保険者に扶養されていない配偶者)

届け出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者への種別変更	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ
氏名が変わった	住民票の氏名変更を行えば、国民年金の手続きは原則不要		
上尾市に転入した	住所変更	保険年金課	—
上尾市から転出した		転出先の市区町村	転出先の市区町村に問い合わせ
上尾市内で転居した	住民票の住所変更を行えば、国民年金の手続きは原則不要		
海外に転出する	国民年金をやめる	保険年金課	—
	任意加入		国内に協力者(家族など)がいない場合/預(貯)金通帳と届け出印
受給資格が足りない、年金額を満額に近づけたい	任意加入(60歳以上65歳未満)		預(貯)金通帳と届け出印
口座振替を開始・停止・変更する	口座振替納付(変更)申出書を提出	金融機関、大宮年金事務所	預(貯)金通帳と届け出印
クレジットカード納付を開始・停止・変更する	クレジットカード納付(変更)申出書を提出	大宮年金事務所	クレジットカード
納付書を紛失した	納付書再交付		大宮年金事務所に問い合わせ
年金手帳(または基礎年金番号通知書)を紛失した	基礎年金番号通知書再交付		急ぎの場合は大宮年金事務所に問い合わせ
保険料を納めるのが困難	学生以外/免除申請	保険年金課	失業した場合/雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など
	学生/学生納付特例申請		学生証または在学証明書
妊娠・出産した	産前産後免除該当届を提出		母子手帳など出産(予定)日および親子関係のわかる物 ※出産予定日の6カ月前より提出できます。

②第2号被保険者(厚生年金に加入している会社員・公務員)

届け出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
勤務先を退職した	第1号被保険者資格の取得	保険年金課	資格喪失証明書など資格喪失日の証明ができる物
勤務先を退職して配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者資格の取得	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ

③第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

届け出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者が厚生年金の会社(官公庁)を退職した	第1号被保険者への種別変更	保険年金課	資格喪失証明書など資格喪失日の証明ができる物
配偶者の扶養から外れた			

※マイナンバーの分かる物とは、①マイナンバーカード、②住所や氏名等の記載事項に変更のない通知カード、③マイナンバーが記載された住民票の写しや住民票記載事項証明書です。

※第2・3号被保険者で住所・氏名の変更や基礎年金番号通知書・年金手帳を紛失した場合は、勤務先へ問い合わせてください。

☎申し込み ☎お問い合わせ ☎内容 ☎対象 ☎費用・金額 ※記載のないものは「無料」 ☎定員 ☎持ち物

埼玉県議会議員一般選挙

選挙管理委員会事務局 TEL775-9689・FAX775-9819

投・開票日 **4月9日(日)**
投票時間 7:00～20:00

開票は即日、市民体育館で
時4月9日21時～ ※投票・開票速報
を市ホームページでも発表します。

任期満了に伴う、埼玉県議会議員一般選挙は3月31日(金)に告示され、4月9日に投票が行われます。

この選挙は、私たちの豊かな郷土・埼玉を築くための代表者を選ぶ大事な選挙です。有権者の皆さん一人一人が、大切な一票を無駄にすることのないように投票しましょう。南第13区上尾市・伊奈町(選挙区)の議員定数は3人です。

投票できる人

満18歳以上(平成17年4月10日生まれまで)で、令和4年12月30日までに上尾市に転入の届け出をし、引き続き市内に住所があり住民基本台帳に記載されている人

12月31日以降上尾市へ転入した人

令和4年12月31日以降に埼玉県内の他市区町村から上尾市に転入の届け出をした人で、旧住所地の選挙人名簿に登録されている人は、次の①～③のいずれかの方法で投票できます。

- ①4月9日に、前住所地の投票所で投票する
- ②4月1日(土)～8日(土)に、前住所地の選挙管理委員会で期日前投票する
- ③4月8日までに上尾市の選挙管理委員会で不在者投票する(前住所地の選挙管理委員会で書類の請求が必要) ※前住所地の選挙管理委員会に「投票日の当日、選挙人名簿登録地の投票所へ行って投票できない」旨と「現住所地で投票したい」旨を宣誓した書類を提出し、投票用紙を請求してください。請求に基づき不在者投票関係の書類が送付されるので、封を切らずに上尾市選挙管理委員会または期日前(不在者)投票会場へ持参してください。 ※①～③のいずれかの方法で投票する場合、前住所地から上尾市に住所を移し、引き続き上尾市に住所がある旨の証明書、または住民票の写しが必要です。 ※埼玉県議会議員一般選挙では、投票日までに県外に転出した人は、投票することができません。

投票所入場券

選挙人名簿に登録されている人には、3月末までに投票所入場券を郵送します。

投票所入場券は圧着はがきで、開封すると同一世帯で最大4人分の投票所入場券が記載されています。本人分を切り離し、氏名を確かめてから、投票所に持参してください。

入場券が見当たらない、または、届いていない場合でも、本人確認の上、投票できます。投票所の係員に申し出てください。

選挙公報

候補者の氏名、写真、政策などを掲載した選挙公報を4月7日(金)までにポスティングで全戸配布します。投票の参考にしてください。

※『選挙のお知らせ』は3月中旬にポスティングで全戸配布します。

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で療養などを行っている人は郵便で投票できます。 ④次の①～③の全てに該当する人 ①埼玉県議会議員一般選挙の有権者 ②新型コロナウイルスに感染し、投票日までに自宅などで療養が見込まれる ③外出自粛要請などの期間が選挙期間(4月1～9日)に重なると見込まれる ※詳しくは、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

期日前(不在者)投票 ～投票日の当日、仕事などで投票できない人のために～

上尾市の選挙人名簿に登録されている人で、次の人は4月8日までに期日前(不在者)投票ができます。また、投票所入場券の裏面に「宣誓書(兼請求書)」が印刷してあります。期日前投票をする場合は、入場券裏面の宣誓書に必要事項を記入して、期日前投票所に持参してください。投票日当日に投票する場合は、記入の必要はありません。

■期日前投票

- ・仕事や冠婚葬祭などの予定がある
- ・旅行や買い物などで投票日の当日に投票区内にいない
- ・病気、けが、妊娠などの理由で歩くことが困難
- ・引っ越しなどで県内の他市区町村に住んでいる
- ・新型コロナウイルス感染症への懸念がある

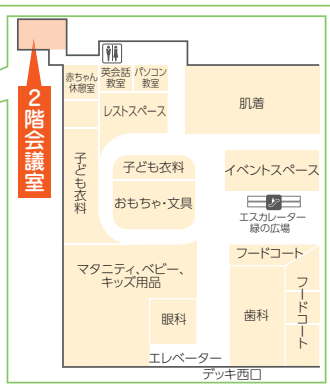
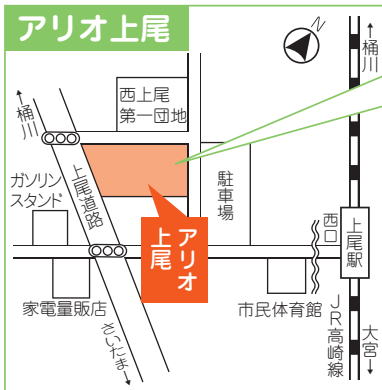
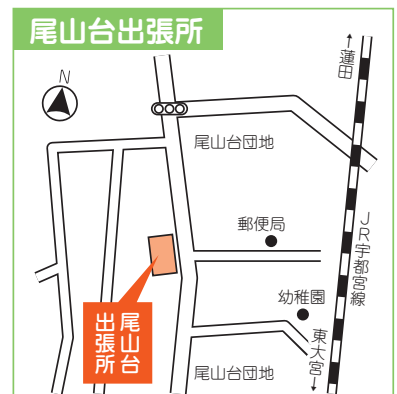
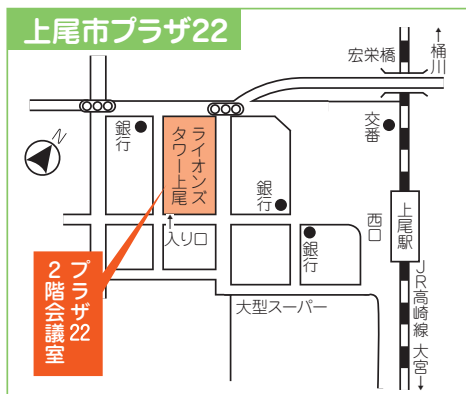
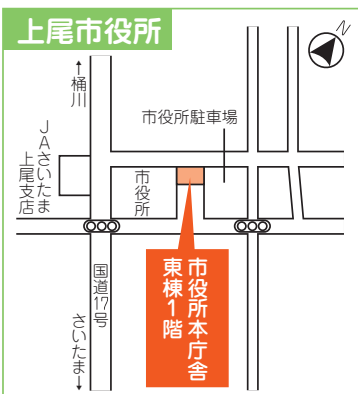
■不在者投票

●**出張先など滞在地で** 仕事先や旅行先など滞在先の市区町村選挙管理委員会で不在者投票をすることもできます。事前の手続きが必要ですので、選挙管理委員会事務局に早めに問い合わせてください。

●**病院などで** 不在者投票施設として都道府県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、施設内で投票することができます。

期日前(不在者)投票所の場所と時間

会場	期間	投票時間
市役所本庁舎東棟1階	4/1(土)～	8:30～20:00
上尾市プラザ22 2階会議室	8(土)	9:30～20:00
尾山台出張所	4/2(日)～	9:30～17:00
アリオ上尾 2階会議室	8(土)	10:00～20:00



●**混雑状況可視化システム**

期日前投票所の場所・開設状況・混雑状況がホームページで見られます。
※混雑状況の目安です。



混雑状況可視化システム

代理・点字・郵便投票 ～体の不自由な人のために～

●**代理投票** 体の不自由な人や、自分で字を書くことのできない人は、投票所の係員に申し出てください。係員が代わって記入します。係員は投票内容を絶対に他人に話しませんので、安心してください。

●**点字投票** 目の不自由な人に点字器と点字用投票用紙を用意してあります。投票所の係員に申し出てください。

●**郵便投票** 身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持って

いる人または介護保険の被保険者証に要介護状態区分5と記載されている人で、歩行が困難であるなど体に重度の障害があり投票所へ行くことができない人は、郵便投票ができます。事前に選挙管理委員会へ申請し、郵便等投票証明書の交付を受けてください。

※手帳などの内容によっては郵便等投票証明書の交付が受けられないことがあります。詳しくは、選挙管理委員会事務局に問い合わせてください。